

# 薬局許可申請に必要な書類

(令和6年3月版)

・ 下記の項目を確認し、チェック欄  にチェック  をお願いします。

- ① 薬局開設許可申請書
- ② 管理者及びその他の薬剤師又は登録販売者
- ③ 薬局（店舗）の営業時間及び医薬品の販売状況
- ④ 薬局の平面図（大規模商業施設等内に開設する場合、施設全体の図面も添付）
- ※⑤ 使用関係を証する書類【資格者全員分】
- ※⑥ 薬剤師免許証（原本）、販売従事登録証（原本）【全員分】
- ⑦ 調剤に必要な設備及び器具
- ※⑧ 登記簿謄本（法人のみ）
- ⑨ 業務体制確認票
- ⑩ 業務体制確認票に記載のある各指針の写し
- ⑪ 業務体制確認票に記載のある各手順書の写し
- ⑫ 特定販売を行う場合は、特定販売の概要
- ※⑬ 医師の診断書（申請者が、精神の機能障害により業務を適切に行うことができないおそれがある者である場合）
- ⑭ 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（任意）
- ⑮ 許可申請手数料 29,200 円（収入証紙） ◎ 収入証紙は県庁・保健所で購入できます。

※ ⑤は、申請者が薬局の管理者となる場合に、管理者の分は不要となります。

※ ⑥，⑧，⑬は省略できる場合があります。

※ ⑭は事業主の任意協力による提出のため、必須ではありません。

・ 薬局調査の希望日があれば、以下にご記入ください。

- 薬局調査希望日

・ 薬局の開設にあたっての確認事項

- 保険指定の件は、九州厚生局に確認済みですか？
- 高度管理医療機器販売業の許可申請は行いますか？  はい  いいえ
- 麻薬小売業の免許申請は行いますか？  はい  いいえ
- 毒物劇物販売業の登録申請は行いますか？  はい  いいえ
- 薬局製造販売医薬品は取り扱いいますか？  はい  いいえ

・ 薬局調査日までに用意しておくもの

- 店内掲示
- 名札等
- 一般用医薬品のリスク区分別陳列等

※ 開設日の前月の20日までには、必ず保健所から薬局許可証が発行されている状態にするため、余裕をもって申請をおこなってください。（保険指定の関係で）

## 保険指定申請窓口

九州厚生局 鹿児島事務所

住所：鹿児島市東郡元町4番1号

鹿児島第二地方合同庁舎3階

電話：099-201-5801